

阪空安第1号
平成31年4月9日

株式会社ジェイエア
安全統括管理者 殿

国土交通省 大阪航空局
安全管理官

運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)

平成31年3月5日、JAL2331便（大阪国際空港発 隠岐空港着）に乗務した副操縦士が、乗務前のアルコール検査を実施せずに当該便他1便に乗務したことについて、同日に貴社から大阪航空局に報告があった。

大阪航空局において、同日、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第134条に基づく立入検査を同月14日に実施して事実確認をした結果、当該副操縦士は、出発前の準備作業に専念したことからアルコール検査を失念し、社内要領に規定された乗務前のアルコール検査が実施されないまま運航便に乗務したことが判明した。これは、航空法第104条第1項に基づき認可された貴社の運航規程において出頭時に運航乗務員は心身状態の確認を義務づけ、社内において当該確認に際し勤務開始時に実施を指示していたアルコール検査が行われなかったものであり、不適切である。

また、他社において相次いで発生した飲酒に起因する不適切事案を受けて当局から定期航空運送事業者に対し飲酒に関する航空法等の遵守の徹底を指示（平成30年11月1日付け阪空安第14号）、運航乗務員に対する乗務前の飲酒に関する管理の強化等の指示（平成30年11月29日付け阪空安第17号）等を通達し、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する立入検査では、別紙のとおり飲酒に関する社内の安全管理体制が不十分であったことも判明している。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、平成31年4月23日（火）までに文書にて報告されたい。

乗務前のアルコール検査体制の不備及び不十分な安全管理体制

- 運航乗務員におけるアルコール検査の相互確認では、明確に検査実施の有無についての確認会話がなされておらず、アルコール検査の実施を適切に確認できる体制になっていなかった。
- 運航乗務員の出頭確認について、運航乗務員が自ら確認することで完結していること及び出頭の有無や時間管理を行う手順が確立されていないことから、組織としての確認体制が不十分である。
- 安全推進部が実施した運航乗務員のアルコール検査体制に関する自己点検において、不適切な事象を認識し、その対応を指示したにも関わらず、その措置対応が図られる前に本事案が発生しており、当該事象の重大性に応じた速やかな対応が講じられる体制が不十分である。